

滋賀県立虎姫高等学校

多様な生徒の受け入れおよび特別な教育的ニーズ についての方針

H30(2018).3.23 作成

R5(2023).8.31 最終更新

基本方針

本校は、以下に示す「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン 基本理念」に基づき、インクルーシブ教育・特別な教育的ニーズのある生徒への支援を推進します。

「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン 基本理念」(滋賀県教育委員会 平成27年3月策定)
障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。

国際バカロレア・ディプロマプログラム(DP)の実施にあたっては、支援を必要とするあらゆる生徒に対して「指導」と「学習」の両方において配慮を行い、責任をもって生徒の学習上のニーズに応じるとともに、このような生徒に対する評価の際には、IBが定める「学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針」に基づき、適切な配慮を行います。

教職員の責任

教職員は上記基本方針のもと、特別な教育的ニーズのある生徒に対してさまざまな教育の機会を提供します。すべての教員が、当該生徒に対する特別なニーズを把握し、適切な支援を行うとともに、教育について責任を負います。

教職員の資質の向上

特別支援に対する教員の理解と指導力の向上を図ります。このため、次のような取組を行います。

- ・定期的な校内研修会の開催
- ・専門家から助言を受ける機会の設定
- ・教員間の情報交換の機会の設定と、当該生徒に対する有効な指導法の共有

入学者選抜・コース類型選択への対応

入学者選抜において、身体に障害があるなどの理由により特別な配慮を必要とする生徒が本校を志願しようとする場合は、滋賀県教育委員会が定めるところ(例年、「滋賀県立高等学校入学者選抜における特別な配慮を必要とする受検上の配慮について」で8月頃に通知される)により配慮を行います。

本校生徒のコース類型(普通コース文系・普通コース理系・IBコース)選択においては、本人および保護者との十分な協議を踏まえ、希望に応じた選択を可能とします。

障害の状態やニーズの適切な把握

障害のある生徒について、障害の状態とニーズを十分に把握するために、以下のような取組を行います。

- ・入学前の情報収集（中学校、専門機関、医療機関、等より）
- ・本人、保護者、家族との面談
- ・専門機関、関係者、専門家との面談、協議 等
- ・教員間の定期的な情報交換の機会の設定

障害のある生徒について収集した以下のような経歴・情報については、文書化し保存します。

- ・過去の経験や家族の状況など背景情報
- ・過去のアセスメントまたは初見などを示したもの
- ・専門家等からの報告
- ・本人、家族、その他関係者との面談、往信内容の記録
- ・学習成果物 等

組織・指導体制

生徒指導課に特別支援担当教員を配置します。特別支援担当教員は、特別なニーズのある生徒への支援に関する業務を統括します。

教育相談委員会を組織し、管理職、特別支援担当教員、養護教諭、教務主任、DPコーディネーター、学年主任、担任教員、その他関係教員を構成員とします。委員会を原則月1回（必要に応じて直ちに）開催し、特別なニーズのある生徒についての情報の共有、支援について協議を行います。

支援の策定・指導の充実

特別なニーズのある生徒の支援方法等について、個別の支援計画を策定します。当該生徒の教育に携わるすべての教員は、個別の支援計画の内容を把握し、これに基づいて支援・指導を行います。行った支援については記録し、個別の支援計画、当該生徒の経歴・情報とともに、特別支援担当教員が保管します。

特別なニーズのある生徒の支援として、授業や定期考査においては、可能な範囲で次のような支援を行います。

- ・試験要旨の修正—文字サイズ、色付用紙の使用
- ・課題等の提出日の延長
- ・実習の補助
- ・試験時間の延長
- ・休憩時間の提供
- ・ICTの活用
- ・音声の書き起こし原稿の活用
- ・朗読者の活用

施設・設備の充実

校舎通路の段差の解消、所属する学級の1階への配置、障害者トイレへのアクセス、ICT機器の活用等、施設・設備において、障害のある生徒のニーズに対応できるよう配慮するとともに、改善に向けて努力します。

専門機関等との連携

特別なニーズのある生徒についての情報の把握、個別の支援計画の策定、その他支援の在り方の検討に関わっては、スクールカウンセラーや担当医師等からの助言を受ける等、

必要に応じて外部専門機関等と連携します。

就労・進学指導の配慮

日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向け配慮を行います。

進学にあつては、大学入試センターや進学希望先大学などと、就職にあつては医療、福祉、労働などの関係機関との十分な連携のもと、本人・保護者への適切な情報提供と支援に努めます。

I B 志願者の評価における配慮

I B 志願者の評価については、特別なニーズのある生徒が身に付けた学力を十分に発揮し公正な評価が行えるよう努めます。このために、生徒が通常の学習環境で受けている配慮と同等の配慮を行うことに加え、I B 資格試験の受験に際し必要な配慮を行います。どのような配慮を行うかは、早い段階において教育相談委員会で審議し、エビデンスと生徒のニーズに基づいて厳密に計画・決定します。受験に際し必要な配慮には、I B が「学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針 4. インクルーシブな配慮のリスト」において示す以下のものを含みます。

配慮事項	適用の時期	IB 評価における承認の要否	資格条件等
・試験時間の延長 (延長時間 10%、25%、50%、等)	学習と指導 IB 評価	要 (聴解試験では提供不可)	作業速度に影響する1つ以上の認知処理の測定スコアが各延長時間の要件に合わなければならない。
・問題用紙への対応(大判、点字、カラー版の問題用紙の使用、問題用紙で使われる言語の変更等)	学習と指導 IB 評価	要	身体的、感覚的、心理的・医学的、または他の困難により配慮が必要であり、その配慮が通常の実施として行われている等。
・筆記への対応 (ワープロの使用、スペルチェック機能付きワープロの使用、音声認識ソフトの使用、代筆者の配置、答案の書き起こし等)	学習と指導 IB 評価	要	各配慮事項により資格条件が決められている。「4. インクルーシブな配慮のリスト」44 ページから 46 ページ参照。
人的支援の使用 (介助者、実習補助者、読むことへの対応等)	学習と指導 IB 評価	不要	感覚的、医学的、または他の困難により介助者が必要。身体的、感覚的、心理学的、医学的または他の困難により補助者が必要。
特別な座席配置や医療補助具および機器等	学習と指導 IB 評価	不要	身体的、感覚的、心理学的・医学的または他の困難によりこの配慮が必要
IB 試験のための代替会場	IB 評価	要	

これらの配慮を行う際、DPコーディネーターは、IBへの申請・情報提供を行い、許可を得るなど、IBが評価の手順に定める必要な手続きを執り行います。

その他

この方針は、2018年に特別支援担当教員が、DPコーディネーターおよび教務主任とともに起案し、全教職員により承認、校長により決裁されたものです。毎年見直され、全教職員により承認、校長が決裁し改訂します。

参考文献

- ・滋賀県教育委員会（2015）滋賀のめざす特別支援教育ビジョン 基本理念
- ・International Baccalaureate Organization（2009）*DP:From principles into practice*（訳）（2020）DP：原則から実践へ
- ・International Baccalaureate Organization（2022）*Access and inclusion policy*（訳）（2022）学習支援と多様な生徒の受け入れに関する方針